

平成30年8月1日

会員各位

一般社団法人 淀川労働基準協会



「熱中症予防緊急警報」のご連絡

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

淀川労働基準監督署より、添付の連絡を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

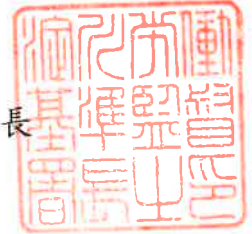
「熱中症による労働災害防止の強化について」

以上

淀川基署発0801第1号
平成30年8月1日

一般社団法人 淀川労働基準協会 長 殿

淀川労働基準監督署長



淀川労働基準監督署管内における 熱中症による労働災害防止の強化について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政、とりわけ安全衛生行政の運営に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年は7月の梅雨明け以降、全国的な酷暑の影響により熱中症が多発し、当署管内においては7月31日現在2名が熱中症により死亡しております。8月に入ってもこの気候傾向は継続されとの予想もあり、また、夏季休暇などの長期の休暇明けには身体の熱順化が解消されることにより、熱中症の発生の増加が懸念されます。

以上の状況から当署におきましては、厚生労働省をはじめ都道府県労働局、労働基準監督署が展開している「熱中症クールワークキャンペーン」の終了期日である9月30日まで管内における熱中症による労働災害の防止の徹底を図るべく「熱中症予防緊急警報」を発令し、事業場における熱中症による労働災害防止への取組の強化を要請することとしました。

つきましては、「熱中症予防緊急警報」の主旨を御理解いただき、会員事業場、協力事業者等の関係者に対する周知等につきまして格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

熱中症 予警報 緊急発令中

熱中症による労働災害の防止に向けて、
事業場で特に次の取組の強化をお願いいたします。

- 1 暑さ指数（WBGT値）の把握による
熱中症予防対策の実施。
- 2 夏季休暇後などの仕事始めの暑さへの順化を
配慮した休憩、水分の補給の実施。
- 3 積極的な水分・塩分補給の摂取。
- 4 睡眠不足や飲酒など日常の健康状態の確認。
- 5 体調不調時の速やかな診療機関への受診。



淀川労働基準監督署

熱中症予防対策

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んで下さい。確実に実施したか確認しましょう☑

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りま
しょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置

☐ 休憩場所の整備

☐ 涼しい服装等

☐ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫を
しましょう。

☐ 熱への順化

暑さに慣れるまで間は**十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を
慣ら**していきましょう。

☐ 水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。



☐ 健康診断結果に基づく措置

①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患

⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置
を行いましょう。

☐ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、
管理者は確認しましょう。

☐ 労働者の健康状態の確認

作業中、管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しま
しょう。

☐ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異変を感じたら
すぐに病院へ運ぶか、救急車を呼び**ましょう。

■ 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認
しましょう。

☐暑さ指数の低減対策は実施されているか

☐各労働者が暑さに慣れていないか

☐各労働者の体調は問題ないか

☐作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐各労働者は水分や塩分をきちんととっているか

